［略］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

○厚生労働省令第百四十七号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月二十五日

厚生労働大臣　根本　匠

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（労働移動支援助成金） **第百二条の五**　労働移動支援助成金は、再就職支援コース奨励金、早期雇入れ支援コース奨励金及び中途採用拡大コース奨励金とする。 2～11　（略） 12　中途採用拡大コース奨励金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。 一　次のいずれにも該当する事業主であること。 イ　（略） ロ　次のいずれにも該当する事業主であること。 (1)　（略） (2)　次のいずれかに該当する事業主であること。 (i)　中途採用計画の対象となる期間（以下この項において「中途採用計画期間」という。）の初日の前日から三年をさかのぼつた日から当該前日までの期間において雇い入れた者に占める中途採用により雇い入れた者の割合（以下この項において「中途採用率」という。）が二分の一未満の割合である事業主であつて、中途採用計画に基づき、当該中途採用計画期間における中途採用率を当該中途採用計画の初日の前日から三年をさかのぼつた日から当該前日までの期間における中途採用率で減じて得た率に係る目標であつて、職業安定局長が定めるものを達成したもの（当該中途採用計画期間に中途採用計画に基づき、中途採用により二人以上の者を期間の定めのない労働契約を締結する労働者として雇い入れた事業主に限る。）であること。 (ii)　（略） ハ～ヘ　（略） 二　（略） 13　（略）	（労働移動支援助成金） **第百二条の五**　労働移動支援助成金は、再就職支援コース奨励金、早期雇入れ支援コース奨励金及び中途採用拡大コース奨励金とする。 2～11　（略） 12　中途採用拡大コース奨励金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。 一　次のいずれにも該当する事業主であること。 イ　（略） ロ　次のいずれにも該当する事業主であること。 (1)　（略） (2)　次のいずれかに該当する事業主であること。 (i)　中途採用計画の対象となる期間（以下この項において「中途採用計画期間」という。）の初日の前日から三年をさかのぼつた日から当該前日までの期間において雇い入れた者に占める中途採用により雇い入れた者の割合（以下この項において「中途採用率」という。）が二分の一未満の割合である事業主であつて、中途採用計画に基づき、当該中途採用計画期間における中途採用率を当該中途採用計画の初日の前日から三年をさかのぼつた日から当該前日までの期間における中途採用率で除して得た率に係る目標であつて、職業安定局長が定めるものを達成したもの（当該中途採用計画期間に中途採用計画に基づき、中途採用により二人以上の者を期間の定めのない労働契約を締結する労働者として雇い入れた事業主に限る。）であること。 (ii)　（略） ハ～ヘ　（略） 二　（略） 13　（略）

［略］	第二十三条第一項、第二十四条、第二十五条第四項及び第五項、第二十九条（第三十七条において準用する場合を含む。）、第三十一条（第三十七条において準用する場合を含む。）、第三十三条第四項及び第五項並びに第三十九条第二項、第八項及び第九項

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第八十一号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、農業経営統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月二十五日

農林水産大臣　吉川　貴盛